

令和 6 年 6 月 1 日からの運営基準

介護保険

その他の加算	改定前	改定後
緊急時訪問看護加算	574 単位／月	(Ⅰ) 600 単位／月
初回加算	300 単位／月	(Ⅰ) 350 単位／月
		(Ⅱ) 300 単位／月

\* 緊急時訪問看護加算

緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する

十分な業務管理等の体制の整備が行われていることとし (Ⅰ) を算定

\* 初回加算

退院日に初回の指定訪問看護を行った場合に (Ⅰ)

退院した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合に (Ⅱ) を算定する

医療保険

項目	改定前	改定後
訪問看護管理療養費 2	初日 7440 円	初日 7670 円
	2 日目以降 3000 円	2 日目以降 2500 円
24 時間対応体制加算 イ	6400 円	6800 円
訪問看護ベースアップ評価料	なし	780 円
訪問看護医療DX情報活用加算	なし	50 円 1 回／月

\* 訪問看護管理療養費

訪問看護療養費 1 以外のものとして 2 を算定

\* 24 時間対応体制加算

緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する

十分な業務管理等の体制の整備が行われていることとしイを算定

\* 医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を構築しているとして算定

\* 訪問看護医療DX情報活用加算

オンラインを活用し保険請求や資格確認等による情報収集及び活用する体制を有しているとして算定

その他、

感染対策の強化

事業継続に向けた取組の強化

高齢者虐待防止の推進

身体的拘束等の適正化の推進

など取組みを行っています。